第１０章　　市　民　部

1. 市民活動推進事業　　（市民生活相談課）

(1)まちづくり推進事業

市民活動・地域活動を市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政などが共有する仕組みを確立し、活動への興味・関心・参画意識の醸成、意欲の増進を図る。

◇まちづくりを考える日

既に実践している市民活動・地域活動を共有することで、まちづくりを広げていく。

◇まちづくりでつながる日

地域課題解決のために今後実践する取組みについて、産官学金で連携して知恵を出し合い、一緒に解決する。

(2)町内会自治会集会所整備事業

町内会等が行う集会所の新築・取得・修繕・建物賃借料に対する補助を行い、地域自治活動拠点整備を支援し、活動の活性化、住民自治の進展を図る。

(3)コミュニティ助成事業

（一財）自治総合センターが宝くじの普及広報事業として行う助成事業を財源に、コミュニティ組織が行う集会所の新築、地域活動に必要な備品整備等を支援する。

(4)明るいまちづくり推進事業

町内会等が設置する防犯灯及び防犯灯の電気代に対し補助金を交付し、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進する。

(5)地域型市民活動支援事業

町内会等が行う地域自治活動を支援することにより、地域住民の連帯感の醸成及び地域自治活動の促進を図る。

(6)町内会自治会活動事業

広報紙配布等の業務を町内会等へ委託し町内会・自治会活動の充実、発展を図る。

(7)消費・生活相談…暮らしに関する様々な相談[来庁、電話~~等~~]への対応

◎一般相談（債務整理、相続、結婚離婚、悪質商法など）

◎専門相談（専門家による無料相談）

●法律相談（弁護士）

●登記相談（司法書士、土地家屋調査士）　など

(8)広聴事業…市民の積極的な市政参加の促進

◎「伺います係」・・・市民からの困りごとなどの相談を受けて状況確認を行い、関係部署と連携をとりながら早期問題解決を図ることで、安心・安全な市民生活に寄与する。

◎個別広聴…「市長への提案」

◎団体広聴…「ふらっと縁カフェ」、「まつえミライとーく」

(9)陳情対応…各種団体からの陳情要望への対応

(10)消費者施策…消費者被害の未然防止、消費者自立支援

◎第2次松江市消費者教育推進計画を令和5年3月に策定し、消費者教育の推進を図る。

◎消費生活問題出前講座の開催（講師：消費生活相談員）

◎消費生活相談（多重債務・悪質商法等）

2. 市民活動センター（ＳＴＩＣ）　（市民生活相談課）

■設置目的　暮らしやすいまちを実現するため、市民が自主的に行う活動（市民活動）を支援する拠点施設として平成18年4月１日に設置

■事　業　市民活動団体への活動・作業・交流など、施設及び設備の提供（令和2年度より指定管理者制度導入）

■開館時間　午前9時から午後10時まで

■休 館 日　毎月第2水曜日（ただし、祝日の場合は第3水曜日）
年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

■施設概要

6階	青少年支援室、青少年支援センター
5階	研修室、交流ホール、青少年自立支援スペース（ものづくりスタジオ）
4階	研修室、和室、菓子づくりホール、島根県菓子工業組合、放送大学島根学習センター
3階	レンタルブース、人権男女共同参画課、男女共同参画センター、放送大学(講義室)、（一社）しまね性暴力被害者支援センターさひめ
2階	研修室、市民活動センター事務局、おもちゃの広場
1階	市民交流広場、展示ブース、青少年自立支援スペース（ミニスタジオ）、飲食店

3. 人権施策　（人権男女共同参画課）

（1）松江市の人権施策

「松江市人権施策推進基本方針」に沿って、市民一人一人が主体となって、人権問題に取り組み、住む人にも、そして訪れる人にもやさしい人権が尊重されるまちづくりを進める。

（2）松江市人権施策推進基本方針（令和7年3月改定）

① 基本理念:
「『ひとごと』から『わがこと』へ」、「共生の心の醸成と『人権文化』の創造」、「共創・協働と連携による『人権のまちづくり』」を基本理念とする。

② 人権施策の推進と体制の整備:
家庭・学校・地域社会・企業等あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進するための取組及び関係機関との連携体制について定める。

③ 各人権課題への対応:
様々な人権問題の現状と課題を認識し、解決に向けた取組の方向性を定める。

（3）隣保館運営事業

福祉の向上や人権啓発のための地域に密着した拠点施設として市内3ヵ所に隣保館を設置している。

【実施事業】○地域福祉に関すること
○相談事業に関すること
○地域交流事業及び教養その他文化事業に関すること
○人権啓発及び広報活動事業に関すること

(4)学校人権教育事業

人権教育活動推進校・園・所を拠点に、学校訪問指導を通して、小中一貫教育に視点をおいた学校人権教育のあり方を求め、各学校及び各中学校区における人権教育の一層の充実を図っている。

(5)社会人権教育・啓発事業

市内各地域の公民館や地域人権教育推進協議会等における主体的な取組を推進するとともに、市民や企業等を対象とした啓発活動を通して、人権意識の向上を図っている。

4. 男女共同参画　（人権男女共同参画課）

(1)男女共同参画の取組

①松江市男女共同参画推進条例の推進

平成17年3月31日に施行した「松江市男女共同参画推進条例」により、行政、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していく。

②第3次松江市男女共同参画計画の推進

令和4年3月に策定した「第3次松江市男女共同参画計画」を実効性のある計画とするため、市民、地域、事業所、行政が協働のうえ計画に掲げる取組を推進し、すべての市民が互いの個性や人権を尊重しあい、性別にかかわらず、あらゆる分野で個人の能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざす。

【めざす将来像】市民一人ひとりが性別にかかわりなく、ともに支えあい、いきいきと暮らしていける松江

●基本目標1　男女共同参画意識が浸透した社会を実現しよう

●基本目標2　男女がともに活躍できる社会を実現しよう

●基本目標3　あらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会を実現しよう

(2)松江市男女共同参画センターの設置

名　　称:松江市男女共同参画センター(愛称:プリエール)

所 在 地:松江市白潟本町43番地

設 置 日:平成8年10月1日

設置者及び管理者:松江市

開 館 日:9:00～17:15(土、日、祝、年末年始を除く)

主な事業:①学習事業(学習講座等の開催)

②情報提供(センター情報誌の発行、関連資料の提供等)

③相談事業(女性相談、法律相談、カウンセリング)

④まつえ男女共同参画ネットワーク(プリエールねっと)の活動支援　など

5. 戸籍・住民基本台帳　（市民課）

(1)人口・世帯数等　（令和8年3月31日現在）

登録人口	住民基本台帳（外国人を含む）	男　92,107人 女　99,296人	191,403人	（外国人）	男　1,183人 女　1,130人	2,313人	
	世帯数	92,039世帯		印鑑	128,104人		
	本籍	198,519人		本籍数	82,785戸籍		

(2)届出事件数(令和7年度)

①戸籍事務　（単位:件）

区分		件数
1	出生	1,188
2	国籍留保	1
3	認知	12
4	養子縁組	116
5	養子離縁	35
6	法73条の2・法69条の2	5
7	婚姻	719
8	離婚	281
9	法77条の2・法75条の2	126
10	親権・後見・後見監督・保佐	8
11	死亡	2,593
12	失踪	3
13	復氏	2
14	姻族関係終了	7
15	相続人廃除	0
16	入籍	250
17	分籍	17
18	国籍取得	0

区分			件数
19	帰化		2
20	国籍喪失		4
21	国籍選択		3
22	外国国籍喪失		0
23	氏の変更		20
24	名の変更		3
25	転籍		450
26	就籍		0
27	訂正・更正	① 市町村長職権	124
		② 法24条の2項	2
		③ 法113条114条	1
		④ 法116条	1
		⑤ 続柄の記載更正(嘱託)	0
		⑥ 続柄の記載更正(申出)	2
		⑦ 計	130
28	追完		2
29	その他		2
30	不受理申出		29
	計		6,008

②住民基本台帳事務　（単位:件）

区分	件数	区分		件数
転入届	5,407	世帯分離		337
転出取消	39	世帯合併		170
転出届	5,582	印鑑	登録	5,581
転居届	4,228		廃印	6,158

(3)諸証明等取扱件数(令和7年度)　(有料分のみ。市民サービスコーナー、支所分及びコンビニ交付分を含む)　（単位:件）

種別	件数	種別	件数
全部事項証明(戸籍謄本)	20,234	身分証明	2,019
個人事項証明(戸籍抄本)	5,183	在住証明	8
除籍謄・抄本	21,891	戸籍記載事項証明	350
戸籍附票の写し	5,774	住民票記載事項証明	2,420
住民票の写し	68,950	印鑑登録証発行	5,578
住民票閲覧	505	その他諸証明(税証明含む)	21,473
印鑑証明	44,614	合計	198,999

(4)各種手数料一覧　　(単位:円)　(令和8年4月1日現在)

種 別	金額	種 別	金額
全部事項証明(戸籍謄本)	1通 450	住民票の写し	1通 300
一部事項証明(戸籍抄本)	1通 450	住民票閲覧	1件 200
戸籍記載事項証明	1通 350	住民票記載事項証明	1通 300
戸籍記載事項証明(上質紙)	1通 1,400	身分証明	1通 300
除籍謄本	1通 750	印鑑登録証の発行	1件 300
除籍抄本	1通 750	印鑑登録証明書	1通 300
戸籍附票の写し	1通 300	個人番号カードの再交付	1件 800
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件 400	個人番号カードの再交付(特急発行)	1件 1,800
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件 700	電子証明書の発行	1件 200
自動車臨時運行許可手数料	1両 750		

6. 斎場・墓地　　(市民課)

(1)松江市斎場使用件数(令和7年度)

区 分	市内			市外		
	件数(件)	単価(円)	使用料(円)	件数(件)	単価(円)	使用料(円)
大 人	2,279	14,000	31,906,000	15	76,000	1,140,000
小 人	3	8,000	24,000	0	46,000	0
焼 骨	109	2,000	218,000	96	5,000	480,000
そ の 他	43	―	152,000	5	―	25,000
霊安室使用	14	17,000	238,000	0	51,000	0
計	2,448	―	32,538,000	116	―	1,645,000

(2)公園墓地・南北霊苑・宍道墓地使用状況　　(令和8年4月1日現在)

区 分	松江市公園墓地	南霊苑	北霊苑	宍道金山共同墓園	宍道平成記念公園
区画数(区画)	5,057	921	1,344	157	167
使用数(区画)	4,837	511	1,229	122	148

(3)墓地経営許可件数(令和7年度)　　(単位:件)

区 分	墓地経営許可件数
個 人	7
法 人	1
計	8

(4)公園墓地事業

既存墓所の利便性向上のために施設の改善を順次進め、また、新規に墓地造成を実施し、市民の要望に応えるもの。